

## 生物多様性国家戦略 2010（抜粋）

### <抜粋箇所>

- ・ 第2節 基本戦略            1 生物多様性を社会に浸透させる
- ・ 第3節 普及と実践           1 普及広報と国民的参画

### ～以下抜粋～

## 第2節 基本戦略

生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を推進していくためには、多くの主体が関心を持ち、それぞれの地域で自然的・社会的特性に応じた活動に主体的に参画することが不可欠です。また、環境変化に対する順応性が高い健全な生態系を確保するため、全国規模・地球規模の視点で大きなネットワークをつくり、取組を広げていくことも重要です。

こうした点を踏まえ、100年先を見通したうえで、おおむね平成24年度までの間に重点的に取り組むべき施策の大きな方向性について、①生物多様性を社会に浸透させる、②地域における人と自然の関係を再構築する、③森・里・川・海のつながりを確保する、④地球規模の視野を持って行動する、の4つを基本戦略として挙げます。

### 1 生物多様性を社会に浸透させる

生物多様性の状況は地球規模で悪化をしており、また、わが国の生物多様性の危機も解消されていません。一方で、生物多様性は私たちの暮らしを支えている重要な存在ですが、平成16年の調査では、「生物多様性」の意味を知っている人は10%、言葉聞いたことがある人を含めても30%（環境省調査）、5年後の平成21年度においてもそれぞれ13%、36%（内閣府世論調査）と、その認知度は高まる傾向が見られるものの、依然として低い状況にあります。自然の恵み豊かな国土を将来世代に引き継いでいくためにも、私たちひとりひとりの日常の暮らしにとどまらず、社会全体で生物多様性について考えたり、意識したりすることが必要です。地方公共団体、企業、NGO、学術団体などにより、さまざまな取組が始まっていますが、これらの動きは一部の先進的な団体にとどまっているともいえます。COP10の開催を契機にこの芽生えを大きくはぐくみ、生物多様性を意識し、行動につなげていくということを国民運動として社会全体のうねりに高めていくことが必要です。このため、生物多様性の保全の重要性が地方公共団体、事業者、国民などにとって常識となり、それぞれの行動に反映される、いわば「生物多様性の社会における主流化」が実現されるよう、パートナーシップにより多くの国民や団体の参加を得て生物多様性に関連する取組を行う「いきものにぎわいプロジェクト」をはじめ、それぞれの主体に対応した取組を推進するとともに、教育・学習・体験の推進やライフスタイルの転換の提案を通じて、生物多様性を社会に浸透させていきます。

### 〈広報の推進と官民パートナーシップ〉

国連が国際生物多様性年と定める2010年（平成22年）に、COP10が、「いのちの共生を、未来へ」をスローガンとして、わが国で開催されることを契機に、生物多様性の現状や重要性について国民の理解を進めるための取組を展開することが必要です。このため、私たちの暮らしとの関係を訴えることにより生物多様性を身近なものとして感じてもらうためのさまざまな取組を推進するほか、国際生物多様性の日（5月22日）における普及啓発のためのイベントの実施など広報を強力に進めます。また、国民が、釣糸を放置したり、飼いきれなくなったペットを野外に放したりすることなどのないよう、それらの行為が生物多様性に与える影響を具体的事例とともに分かりやすく伝えることにも取り組みます。広報にあたっては、国民に広く情報提供を行うため、各種のメディアとも連携・協力しながら、丁寧でわかりやすい情報提供・情報発信に努めます。

生物多様性を国民に普及するための情報発信に協力する「地球いきもの応援団」のメンバーを拡充していくとともに、生物多様性を端的に分かりやすく示すコミュニケーションワード「地球のいのち、つないでいこう」をロゴマークとともに普及していくことで、国民に広く生物多様性についての認識を広めていきます。

これらの取組を進めていくにあたっては、国と地方公共団体、そして企業、NGOなど民間団体との連携による取組を強力に進めることが必要です。国連からも、国際生物多様性年にあたって、多様な分野の代表者を含む国家的な委員会の設置が奨励されていることから、国、地方公共団体、経済界、メディア、NGO、有識者などの官民の関係者によるパートナーシップの場として、国際生物多様性年国内委員会を設置し、多様な主体の連携のもとで取組を推進します。

### 〈地方公共団体、企業や市民の参画〉

生物多様性の保全は国が国家戦略を策定することだけで実現されるわけではなく、地域での活動に結びつくことが重要です。その間をつなぎ、生物多様性を保全することの重要性を浸透させ、地域における行政、企業、NGO、地域住民などによる生物多様性の保全を通じた自然共生社会づくりのためのさまざまな取組を進めるためには、まず都道府県をはじめ地方公共団体が、それぞれの地域の特性に応じて生物多様性地域戦略をつくることが不可欠です。生物多様性基本法においても、地方公共団体が生物多様性地域戦略を策定することが努力義務として規定されました。生物多様性地域戦略は、地方における生物多様性に関わる部局間相互の連携を図るためにも必要なものであり、都道府県版レッドデータブック、レッドリストが全都道府県でつくられたように、すべての地方公共団体により早い段階で生物多様性地域戦略が策定されることが期待されます。その際、流域や山地などの一定のまとまりを有する複数の地方公共団体が共同して地域戦略を策定するのも望ましい方法のひとつです。都道府県や市町村に対して「生物多様性地域戦略策定の手引き」を普及し、各地域におけるさまざまな主体による生物多様性保全のための取組事例を紹介することによって、効果的な地域戦略の策定や実践的な取組を促します。併せて、流域圏などさまざまなレベルの空間単位を重視した地域戦略の策定を効率的に行うための指針について検討します。

最近、世界では、環境と経済が持続的に発展する社会を目指し、環境負荷を減らす取組に重点的に投資を行い、経済効果や雇用効果を生み出そうとする「グリーン・ニューディール」と呼ばれる動きが広がっています。さらに、企業による生物多様性に配慮した取組も増加しています。わが国でも、日本経済団体連合会が、平成 21 年 3 月に「日本経団連生物多様性宣言」を発表し、国際社会の一員として、すべての人々との間で役割と責任を分かち合い、連携・協力して生物多様性に資する行動を促進するための 7 つの宣言と行動指針を示しました。個々の事業者の活動を見ても、例えば、ある企業では持続可能な漁業による産品であることを示す MSC のエコラベルを貼った水産物を流通させていますし、ある生活協同組合連合会では生物多様性を豊かにする有機農業を広めるため田んぼの生きもの調査の取組を行っています。また、原材料の調達地である海外の熱帯林の保全に協力している企業や NGO と協力した谷筋の田んぼの再生を通じて生物多様性の保全のほか社員の環境意識の向上と福利厚生を同時に進めている企業もあります。事業者の活動は、原材料の調達、遺伝情報の活用、土木建築などさまざまな場面で生物多様性に影響を与えたり、その恩恵を受けたりしています。また、事業者の活動は、消費者の意識に支えられており、国民ひとりひとりの消費行動と密接なつながりがあります。内閣府が平成 21 年 6 月に実施した世論調査の結果では、生物多様性に配慮した企業活動を評価するとした人が 8 割を超えています。このことから、事業者が社会的責任（CSR）としてのさまざまな活動を含めた企業活動全般を通じて、生物多様性の保全と持続可能な利用を社会経済的な仕組みの中に組み込むことが重要です。事業者が、生物多様性に配慮した活動に自主的に取り組むことを促すため、企業関係者、NGO、専門家による検討やパブリックコメントを経て策定された「生物多様性民間参画ガイドライン」について、幅広い主体へ普及広報するとともに、事業者に対し、活用の促進を働きかけていきます。また、こうしたわが国の取組を世界に向けて発信するとともに、このような取組に賛同する事業者が参画する「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」のような枠組みを検討します。また、生物多様性に配慮した商品・サービスや農林水産物などを展示会などさまざまな機会を活用して紹介したり、これらに適用する認証マークや認証制度の普及に努めたり、環境に配慮した不動産の市場価値を適正に評価する仕組みを検討することと併せて、消費や投資を行う人々が適切な判断を行うために必要となる情報の提供を行うことなどにより、生物多様性に配慮した事業者、消費者などの活動が相乗的に広がっていくことを目指します。

地方公共団体や企業、NGO、地域住民など多くの主体が、それぞれの地域の視点で生物多様性の保全に関する活動を各地で進めることが重要であることから、さまざまな主体の参画を促し、市民などの多様な考え方を活かした活動の支援や経済的措置を含めた制度や社会的な評価の仕組みを充実させる必要があります。こうしたことを踏まえ、民間団体と土地所有者、企業、地方公共団体などの関係者のニーズのマッチングなど、地域の主体の連携による生物多様性の保全の取組を促進する仕組みの検討や、野生動植物の保護管理や外来種対策、重要地域の保全対策など、地域が主体となった生物多様性の保全・再生の活動や総合的な計画づくりの支援を行います。また、各地の事例を分かりやすく伝えることも含めた、活動地域間の「人」と「情報」のネットワークの形成を進めます。その一環として、地域において生物多様性の保全に関

する活動を行っている人々に参加してもらい、専門家、地域の自然に詳しいNGOなどが中核となってその地域のモニタリングをしてもらう市民参加型調査を進め、その結果を広く公表していくことによってさらに生物多様性を深く理解するようになっていきます。

### 〈教育・学習・体験の推進やライフスタイルの転換〉

生物多様性が人類を含むすべての生物にとって重要であることを、多くの人々の共通認識とすることが必要であり、そのためには各段階での教育・学習を進めることが重要です。特に、家庭や学校、地域において生物多様性や生物、地形・地質などについての教育・学習を進めることにより、子どもの頃から自然や生きものを知り、体感することが大事です。そのため学校教育において生物や地学などを含めた環境教育の推進に努めるとともに、教員や環境保全の活動に携わる人々を対象とした環境教育や体験学習に関する研修などの取組を進めます。また、子どもが放課後に、地域の中で地域の協力を得て地域に固有の自然に遊び、親しむことを通じて自然を学ぶ自然体験学習を進めていきます。生物多様性の危機的な状況を克服し、環境の持続可能性を維持しつつ経済的な発展を実現するため、持続可能な社会づくりのための新しい環境教育のあり方を検討するとともに、人材育成を推進します。

地域の人々に対する社会教育も重要であり、博物館や調査研究機関をはじめ地域のさまざまな施設も活用しつつ、地域における生物多様性について認識を深めるための教育・学習を進めます。また、生物多様性の分野で国際的にも活躍できるよう専門家を支援するとともに、大学などにおける環境に関する人材の育成を支援します。

さらに、環境の保全についての国民の理解を進め、環境教育を進める場として活用するため、自然環境の保全を前提とした適切な利用のルールに基づくエコツーリズムを推進し、生物多様性を保全しながら、活力ある持続可能な地域社会を実現します。

自然とふれあう機会が少なくなっている現代の子どもたちにとっては、学校や地域における教育や学習だけでなく、「五感で感じる」原体験の機会を増やすことも重要です。子どもたちがのびのびと遊べる森、里、水辺や海辺づくりや都市の中の身近な自然とふれあえる空間づくり、農山漁村の長期滞在など、自然体験のための社会的なシステムをつくっていきます。

優れた自然環境を有する国立公園などでは、自然観察会の実施やビジターセンターにおける普及啓発活動などを通じて、多くの人々が自然とふれあい、わが国の自然の豊かさを実感できる機会を提供します。

また、食料や木材など多くの自然資源を輸入し、利用する私たちの消費行動が、輸出国の生物多様性の恩恵の上に成り立っている面もあることを認識し、国民ひとりひとりが行動することで、世界の生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に対して大きな効果を発揮します。具体的には、生物多様性に配慮した食品や木材製品を選択することや生物多様性の保全に積極的に取り組む企業の商品を選択的に購入したり、そうした企業への投資を行うなどの行動が考えられますが、このような観点からのライフスタイルの転換についても、生物多様性に配慮した商品を選択する目安や行動による生物多様性への影響を分かりやすく示すことなどにより、生物多様性民間参画ガイドラインの普及と連動させつつ提案していきます。

### 第3節 普及と実践

#### (基本的考え方)

現代の私たちが享受している物質的に豊かな生活は、大量生産・大量消費を基調としており、これが生物多様性を脅かしている大きな要因となっています。一方、私たちの生活が生物多様性の恵みに支えられていることについてあまり認識されていないことや、生物に関する基本的な知識を身に付ける機会の減少といった、私たちの認識や知識の不足も生物多様性を脅かしている大きな要因といえます。

現代の世代の利便や豊かさを追求するだけではなく、将来の世代に豊かな生物多様性を引き継ぐことの必要性をひとりひとりが理解し、ひとりひとりが主体的に行動することや、自らのライフスタイルを見直していくことが大切です。

ひとりひとりの主体的な行動を促すためには、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を社会に浸透させることが重要であり、普及広報、環境教育・環境学習を積極的に推進していく必要があります。例えば、生きものを飼育したり観察したりといった生物多様性に「ふれる」行動、地域の自然保護活動に参加したり、旬のもの・地のものを食べるといった生物多様性を「守る」行動、生物多様性の危機について話し合うなど、生物多様性を「伝える」行動などが、人から人へとつながり、ひとりひとりに広がっていくことが大切です。その際、単純な知識の伝達にとどまらず、自然を体感することも重要です。わが国では、都市化・工業化の進行に伴って人と自然との接触の機会が少なくなりましたが、自然とふれあう機会を増やすことにより、人間が自然生態系の構成要素のひとつであることや、生物多様性の恵みを認識し、自然との共生への理解を深めることが可能となります。

また、生物多様性の保全は、政府のみの取組で達成できるものではありません。国、地方公共団体、企業、NGO、国民などさまざまな主体が共通認識のもとに、互いに連携、協力しながら、さまざまな取組に積極的に参画することが不可欠です。COP8において民間参画に関する決議が採択されたことを受け、2008年（平成20年）にドイツで開催されたCOP9の閣僚級会合では、ドイツ政府が条約の目的達成に企業の関与を強化するための「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」を立ち上げ、日本企業9社を含む34企業が条約の目的達成に資する取組の実施を約束する「リーダーシップ宣言」に署名するなど、国際的にも多様な主体の参画への関心は高まっており、企業の社会的責任（CSR）の一環として企業などが独自の生物多様性の保全を模索する動きも広がりつつあります。これらの取組を飛躍的に推進するためには、財政的な支援などを含めた経済的措置や人材の育成を積極的に講ずる必要があります。

「生物多様性基本法」においても、国に加えて、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務が規定されたほか、国の基本的施策として、生物多様性に配慮した事業活動の促進や多様な主体の連携・協働と自発的な活動の促進、国民の理解の推進などのために必要な措置を講ずることとされています。

このように、生物多様性の重要性が、地方公共団体、企業、国民などさまざまな主体にとって常識となり、それぞれの行動に反映される、いわば「生物多様性の社会における主流化」が実現されるよう、それぞれの主体に対応した取組を推進します。

なお、前述の自然とのふれあいには、人間性を回復し、子どもたちの健全な育成を支えたり、環境問題に対する的確な認識や行動を引き出す効果も期待されますが、一

方で、これは自然環境の持続可能な利用の範囲内で行われることを前提に行われなくてはなりません。

## 1. 普及広報と国民的参画

### (施策の概要)

生物多様性の意義や生物多様性国家戦略、生物多様性総合評価の結果明らかになるわが国の生物多様性の現況への国民の理解を深め、具体的な行動を引き出すためには、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する普及広報が大切です。また、地方公共団体、企業、NGO、国民などさまざまな主体の参画を促進するため、それぞれの主体に期待される取組を明確化し、主体同士の情報共有、地域の教育機関などを含む多様な主体の連携、優良な取組を奨励する仕組みなどを構築することなども大切です。

一方、「生物多様性」という言葉は抽象的で分かりにくい面があるうえ、自分たちの暮らしとの接点が見いだせないという声も少なくありません。生物多様性を私たちの暮らしとの関係から考えてみると、単にさまざまな生きものがたくさんいるというだけではなく、生物多様性の恵みがもたらす「暮らしのにぎわい」、人も生きものも生き生きと暮らす「地域のにぎわい」という意味があるといえます。

2010年(平成22年)は、わが国でCOP10が開催されるとともに、国連が定める「国際生物多様性年」でもあり、「生物多様性、それはいのち 生物多様性、それは私たちの暮らし」をスローガンに、生物多様性の重要性やその国際的な動向に関する関心が飛躍的に高まることが期待されます。このため、2010年(平成22年)は、国際的な動向を含め、生物多様性の重要性を子どもたちの世代も含めて広く社会に浸透させていく絶好の機会であり、「人と自然が共生する未来の社会像」を、にぎやかな前向きのイメージや具体的な暮らしとの接点などを意外感とともに示していく必要があります。このようなことから、各主体の取組を推進することを目指して、多くの国民や団体の参加を得て生物多様性に関連する取組を「いきもののにぎわいプロジェクト」として展開していきます。

### 1. 1 普及広報と国民的参画の推進

#### (現状と課題)

これまで、「国際生物多様性の日」(5月22日)を記念した行事をはじめ、生物多様性センターにおける展示、各種行事やパンフレット、インターネットなどを活用して普及広報を行ってきましたが、平成21年度に内閣府が行った世論調査では、「生物多様性」という言葉を聞いたことがある人が36.4%でした。平成16年度に環境省が実施した調査結果の30.2%と比較して、6.2ポイント増加していますが、「生物多様性」という言葉の認知度は依然として低い状況にあります。自然の恵み豊かな国土を将来世代に引き継いでいくためにも一般の人々が暮らしの中で生物多様性について考えたり、意識したりすることが必要です。

平成20年6月に施行された生物多様性基本法では、生物多様性に関する地方公共団体、事業者、国民及び民間団体の責務や生物多様性地域戦略の策定が規定されたほか、国の行うべき施策として、生物多様性に配慮した事業活動の促進、多様な主体の

連携及び協働、自発的な活動の推進、国民の理解の増進などが盛り込まれました。このため、生物多様性の重要性を分かりやすく伝えることや、官民のパートナーシップにより国内各層の取組の推進を図ります。国だけでなく、地方公共団体、企業をはじめとする事業者、NGO、国民など多様な主体がそれぞれの行動の中に生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を内部化したり、これらの主体が連携して活動できるような仕組みづくりや、国民が自ら体験・参画することによってその重要性を実感できる機会づくりが必要です。

これらを踏まえ、2010年（平成22年）のわが国でのCOP10開催に向けて以下に示す施策を「いきものにぎわいプロジェクト」として強力に進めます。また、その一環として、企業などの事業者が生物多様性に配慮した活動を自主的に行う際の指針となる「生物多様性民間参画ガイドライン」（平成21年8月公表）や、地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定を促進するための「生物多様性地域戦略策定の手引き」（平成21年9月公表）の普及広報・活用促進などを図ります。

### （具体的施策）

- 国、地方公共団体、経済界、メディア、NGO、有識者などの官民の関係者によるパートナーシップの場として、国際生物多様性年国内委員会を設置し、生物多様性に対する社会の認識を高めるとともに、多様な主体の連携と各主体の取組を強力に推進します。（環境省）
- 生物多様性の重要性を一般の人々の生活や企業活動の中に浸透させていくため、さまざまな活動とのタイアップによる広報活動を展開するとともに、生物多様性に関するイベントなどを開催することにより、市民レベルでの関心を盛り上げます。（環境省）
- 特に2010年（平成22年）は、わが国でCOP10が開催されるとともに、国連の「国際生物多様性年」であることから、「国際生物多様性の日」（5月22日）を中心として、さまざまなイベントなどを開催することにより、生物多様性の社会への浸透を図ります。（環境省）
- 生物多様性をより端的に分かりやすい言葉で表現したコミュニケーションワード「地球のいのち、つないでいこう」をロゴマークとともに普及していくことで、国民に広く生物多様性についての認識を広めていきます。（環境省）
- 広く国民に対して、生物多様性に関するさまざまな情報発信を行うため、著名人などによって構成される「地球いきもの応援団」について、メンバーの拡充を行うなど、活動を推進・強化します。（環境省）
- 日常生活における生物多様性の保全と持続可能な利用に資する取組を分かりやすくリスト化して公表することにより、国民ひとりひとりの自主的な行動を促すような具体的な提案を行います。（環境省）
- 生物多様性に配慮した「賢い消費者（スマートコンシューマー）」を育成するため、国民が商品の購入やサービスの選択など、日々の消費活動などを行う際に、生物多様性に配慮した商品などであることを判断する目安や、行動によってもたらされる生物多様性への影響に関する情報提供を行います。（環境省）
- 毎年、生物多様性の状況及び政府が生物多様性の保全と持続可能な利用に関して講じた施策などを明らかにした生物多様性白書を作成し、国会に提出するとともに

- 「生物多様性」という言葉の「意味を知っている」「意味は知らないが、言葉は聞いたことがある」人は、平成 21 年度に内閣府が行った世論調査では全体の 36% でしたが、その認知度を平成 23 年度末までに 50%以上とすることを目標とします。(環境省)
- 「生物多様性国家戦略」の「内容を知っている」「内容は知らないが、聞いたことがある」人は、平成 21 年度に内閣府が行った世論調査では 20%でしたが、その認知度を平成 23 年度末までに 30%以上とすることを目標とします。(環境省)
- 「生物多様性」という言葉が新聞紙上で用いられた頻度は、平成 20 年度で合計 736 件(朝日、毎日、読売)ですが、平成 23 年度には 1,000 件まで増加させることを目標とします。(環境省)
- 地方公共団体が、地域の自然的社会的条件に応じた率先行動、国の施策に準じた施策、それぞれの地域における企業や国民などの取組の指針作成、その他独自の施策を主体的に行えるよう「生物多様性地域戦略策定の手引き」の周知に努めるとともに、ホームページなどを通じて地域におけるさまざまな取組事例の紹介を行います。平成 22 年 3 月現在、生物多様性地域戦略を策定している都道府県は 6 県(13%)でしたが、COP11(2012 年)までにすべての都道府県(100%)が策定に着手していることを目標とします。(環境省)
- 都道府県、市町村が、流域圏などさまざまなレベルの空間単位を重視した地域戦略を効率的に策定するための指針について検討します。(環境省)
- 事業者をはじめ、国民、NGO、地方公共団体などの幅広い主体に対し、生物多様性民間参画ガイドラインを普及広報するとともに、事業者に対し活用促進などを働きかけます。また、わが国の取組を国際的にアピールするため、同ガイドラインを海外に向けて発信します。(環境省)[再掲(同節 2. 1)]
- 「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」のような、事業者が生物多様性に配慮して活動することを宣言する仕組みなど、生物多様性に配慮した取組に対する事業者のインセンティブを高めるための枠組みについて検討します。(環境省)
- 食料生産と生物多様性保全が両立する水稻作などの取組事例における生きものの生息・生育状況、周辺環境、営農履歴などを紹介し、農業者に取組への理解と意欲を呼び起こすとともに、生物多様性保全を重視して生産された農林水産物であることを表す「生きものマーク」の活用などを通じて、こうした取組への国民の理解を促進します。また、COP10 を契機として、わが国の農林水産業の生物多様性保全への貢献を国内外に発信します。(農林水産省)[再掲(1 章 4 節 1. 1)(1 章 6 節 1. 1)]
- 全国各地で開催される環境関係の展示会に参画し、参加・来場する事業者に対し生物多様性に配慮した事業活動の推進を促すとともに、来場する国民に対し生物多様性に配慮した消費生活の重要性や企業活動に関する情報提供を行い、生物多様性に配慮した事業活動の活性化を推進します。(環境省)
- 生物多様性の保全に配慮した農林水産業の普及・啓発など、さまざまな主体の自主的な行動を促すための仕組みを検討します。(環境省、農林水産省)
- 各主体のパートナーシップによる取組を支援するため、地球環境パートナーシッ



- 活動を行う民間団体と土地所有者、企業、地方公共団体などの関係者に情報を的確に提供し、関係者のニーズをマッチングするような仕組みなど、地域の主体の連携による生物多様性の保全の取組を促進する仕組みを検討します。(環境省、農林水産省、国土交通省)
- 人間のさまざまな働きかけを通じて自然環境が維持・保全されてきた地域については、行政、地域住民、農林漁業者、NGO、土地所有者、企業など多くの主体が協働して、自然環境の保全活動を地域に根づいた適切な維持管理方法で持続的に進めるための措置を検討します。(環境省、農林水産省)
- 生物多様性に関する一般市民の関心と認識を深めるため、さまざまな関係機関・専門家などと連携しながら、温暖化の影響による身近な自然事象の変化や野生生物の分布などに関する情報を広範に収集する市民参加型調査を実施し、その結果を広く情報発信します。また身近な生きものに着目したモニタリング制度を検討します。(環境省) [再掲(2章5節2.1)(2章6節1.1)]
- 多様な生物の生息環境としての河川の魅力を高めるため、河川整備計画の策定を通して住民意見を反映させていくことに加え、ビオトープの整備や水際植生の復元などの取組、川を活かしたまちづくり活動などさまざまな分野における市民団体との連携・協働を進めます。(国土交通省)
- 「2 経済的措置」、「3 自然とのふれあい」、「4 教育・学習」、「5 人材の育成」に示した施策を通じ、国だけでなく、地方公共団体、企業をはじめとする事業者、NGO、国民など多様な主体の自主的な行動や連携を促進します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)